

令和元年度 林業推進委員会

いつもお世話になり、ありがとうございます。

本日は、ご苦勞様です。

京丹波森林組合

2. これからの森林整備事業について

(1) 平成31年4月に【森林経営管理法】が施行されました

【森林経営管理法 第一章 (総則)】

第三条 (責務)

1. 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。
2. 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【森林経営管理制度の目的】

森林の適切な経営管理が行われていないと、災害防止や地球温暖化防止などの森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなります。

加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生しています。

このような中、森林経営管理が適切に行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、森林の適切な管理と林業の成長産業化の両立を図ることを目的としています。

(2) 平成31年4月から新たな制度（森林経営管理制度）がスタートしました

適切に経営管理
を実施してい
ない森林

- ① 市町村が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 市町村に委託したいと回答頂いたときは、必要に応じて、市町村と協議の上、経営管理の委託手続きを行います。



森林所有者



①
意向を
確認



②
経営管理
を
委託



市町村

- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が森林を管理します。

林業経営に
適した森林



③
経営管理
を
再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に
適さない森林



市町村が管理

(3) 経営管理権・経営管理実施権の設定

※森林所有者自らが森林管理を実行できない場合

農地の借地権では、栽培した作物は借地者の所有物であるが、森林の場合立木はあくまでも森林所有者のもので、所有者以外の者が勝手に処分できません。

このため、森林所有者の立木の伐採等を第三者が行うことができるようにするため、経営管理権、経営管理実施権を設定することとなります。

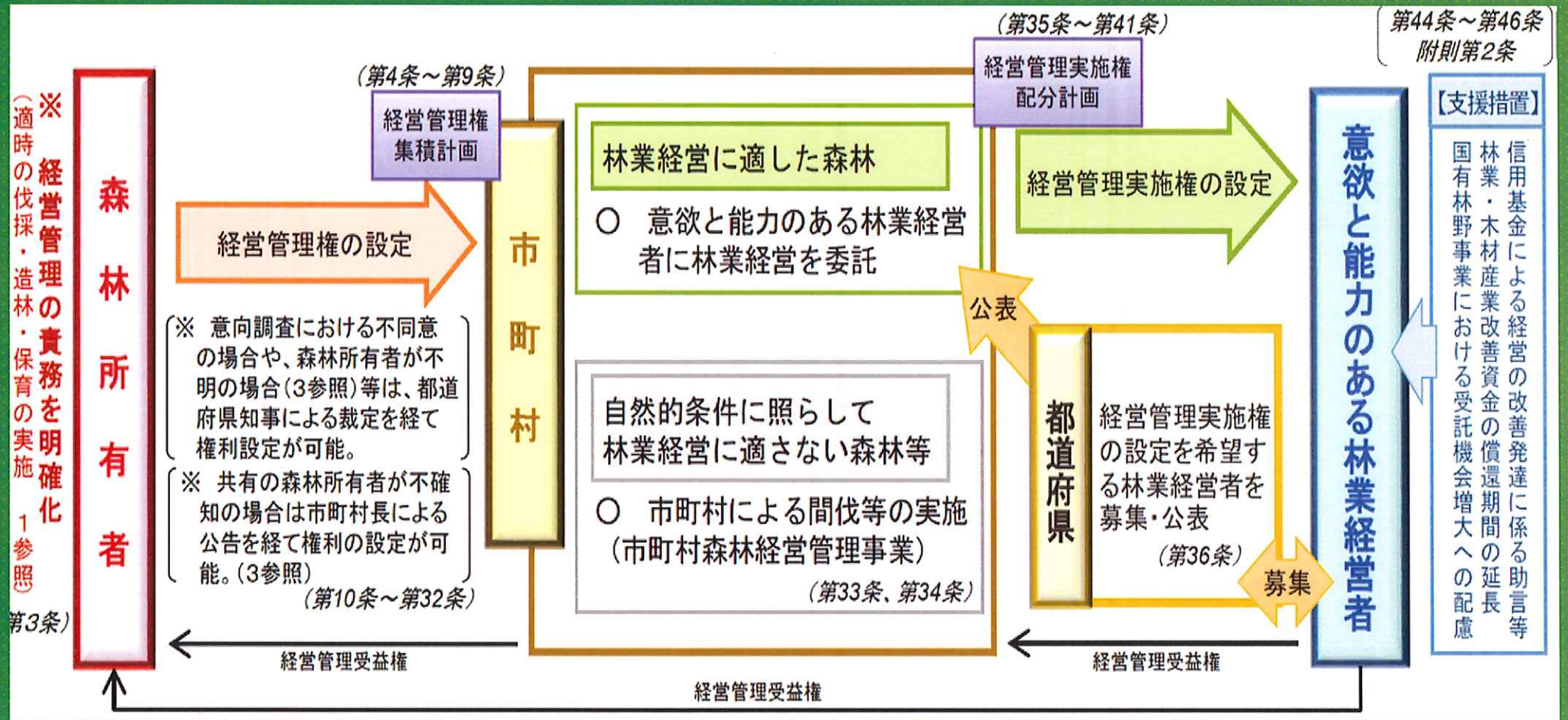
【経営管理権】

森林所有者の委託を受けて森林管理を実施するために市町村に設定される権利。

【経営管理実施権】

市町村より委託を受けて森林管理を実施するために、林業経営者に設定される、経営管理権に基づく権利。

(4) 新たな森林管理システム



(5) 森林環境税を財源とした、森林経営管理制度を活用した森林整備

【森林環境税と森林環境譲与税】

平成30年度税制改正大綱において、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年度の税制改正で「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

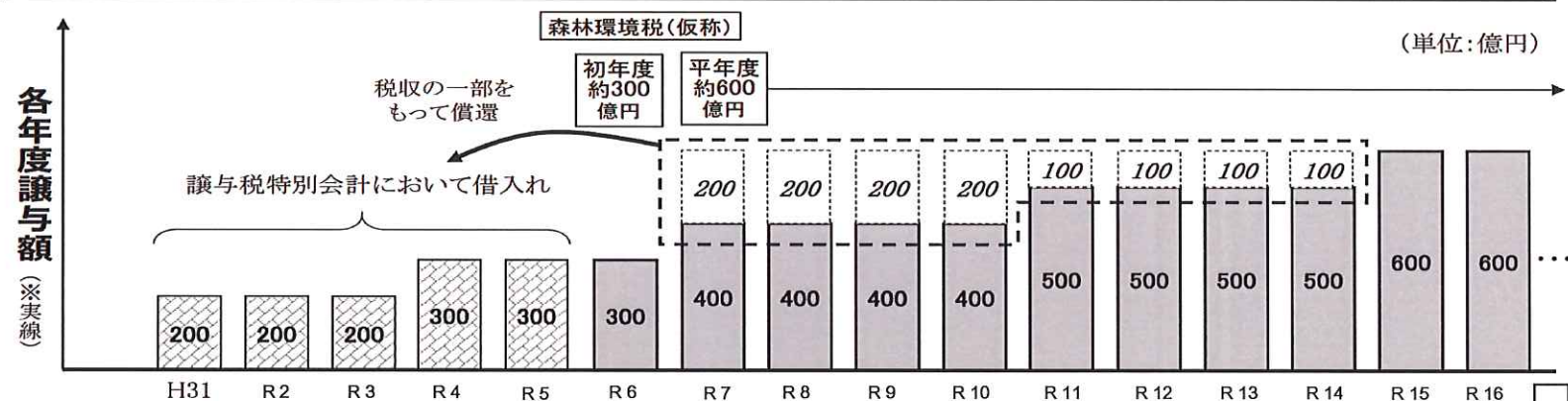
【森林環境税】……国民一人一人が等しく負担を分かち合い、森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割と併せて徴収。令和6年から年額1,000円/人を課税。

【森林環境譲与税】……法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用促進、普及啓発等の森林整備に関する費用に充てる。

※ 森林環境譲与税については、森林関連の諸課題に早期に対応するため、本年度より施行されておりますが、本年度より徴収されるのではなく、令和6年1月1日施行の森林環境税の税収を先行して充てることとされています。

(6) 森林環境譲与税の各年度の譲与額と 市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20						85 : 15				88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	—
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	—

- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
 - 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
 ※課税開始初年度である 令和6年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

3. 令和元年度「森林経営計画」樹立に向けた取り組み状況について

(1) 従来からの森林経営計画に基づいた森林整備

①森林経営計画

従来通り、国の補助制度を活用し、利用間伐や作業道開設を中心とした森林整備を進めるためには、森林所有者の同意を得て5年間以上の森林経営委託契約を結ぶと共に、「森林経営計画」を作成することが必要となります。また、育成天然林・植林・下刈・枝打ち等の保育作業を実施し補助金の対象とする場合も同様です。

集約化し施業を効率化

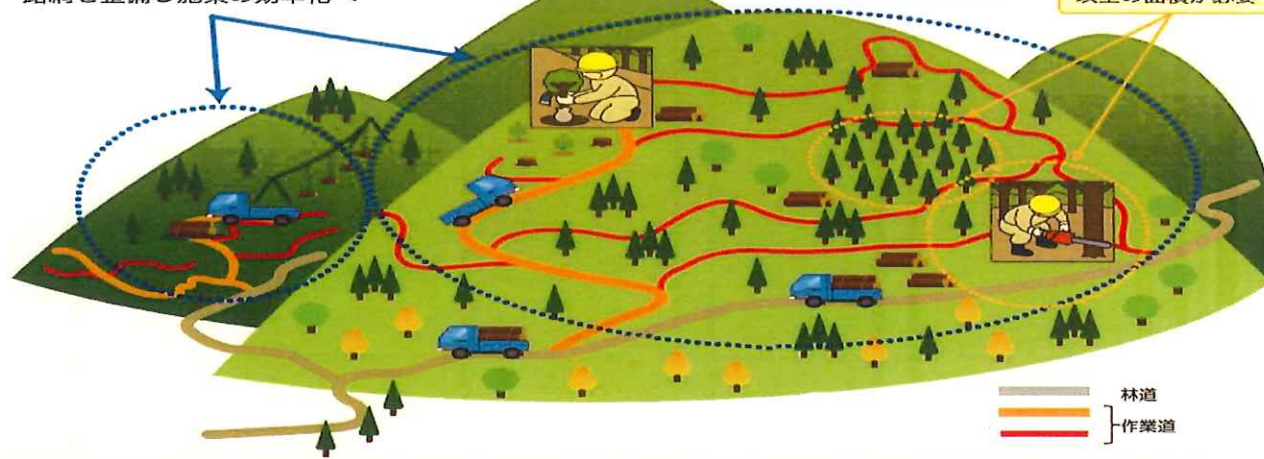
小規模森林を集約化し、作業道を開設、路網を整備し施業の効率化へ

森林経営計画の作成を

支援を受けるために集約化し、「森林経営計画」(5カ年分)を作成することが必要

補助対象となる間伐を

補助申請には5ha以上の面積が必要



搬出間伐等に適さない奥地などの条件不利地については、森林経営計画以外の条件(特定間伐等促進計画・実施協定締結)を整備し、国・府などの公的事業を活用して保育間伐を実施することとしています。

「森林経営計画」とは…森林所有者又は経営の委託を受けた者が、一体的なまとまりのある森林【林班(約60haの区域)の1/2以上】を対象として、森林の施業並びに保護について作成する5年を1期とする計画。

②間伐等事業について

森林環境保全直接支援事業

森林経営計画の樹立が必要

事業内容

条件等

- ・ 間伐
 - ①森林計画ごとに合計5 ha以上の実施箇所をまとめて申請
(但し、1申請箇所当たり0.1 ha以上)
 - ②実施箇所1 ha当たり、平均10 m³以上の搬出が必要
 - ③対象林齢 スギ 80年生以下・ヒノキ90年生以下
 - ④伐採率 立木本数の30%以上を伐採

- ・ 育成天然林改良
 - ①天然林の更新を図るため、稚樹の発生を促し、良好な育成を促進するための前生樹不良木等の除去

- ・ 人口造林 0.1 ha当たり
 - スギ・ヒノキ 200本以上の植栽が必要
 - 広葉樹(クヌギ・コナラ・ケヤキ) 300本以上の植栽が必要
- ・ 下刈 標準的な林齢(坪刈は不可) スギ7年生・ヒノキ8年生まで
- ・ 枝打 30年生まで(地上高4 mが上限) 打上高1.0 m以上(作業前高1 m以上)
- ・ 除伐 不用木(灌木類)の除去 11~15年生(不用木100%除去)
- ・ 森林作業道の開設 木材運搬が可能な道(幅員2.5~3.0 m)

- ・ 事前計画書の提出

- 5年間の皆伐及び転用の禁止

京都府の作業道
作設基準に準ずる

間伐材生産強化事業

森林経営計画の樹立が必要

事業内容	条件等
<p>・ 間伐</p> <p>① 1 申請箇所当たり 0.1 ha 以上</p> <p>② 実施箇所 1 ha 当たり、20～60 m³ または、60 m³ 以上の搬出が必要</p> <p>③ 対象林齢 スギ・ヒノキ 60 年生以下</p> <p>④ 伐採率 立木本数の 30% 以上を伐採</p>	<p>・ 経営計画樹立団地 または今後経営計画 樹立が目標</p> <p>5 年間の皆伐及び 転用の禁止</p>

緑の公共事業

京都府の単費事業

事業内容	条件等
<p>・ 間伐</p> <p>① 1 申請箇所当たり 0.1 ha 以上</p> <p>② 実施箇所の出材要件はなし</p> <p>③ 対象林齢 スギ・ヒノキ 60 年生以下</p> <p>④ 伐採率 立木本数の 30% 以上を伐採</p>	<p>5 年間の皆伐及び 転用の禁止</p>

美しい森林づくり基盤整備交付金事業

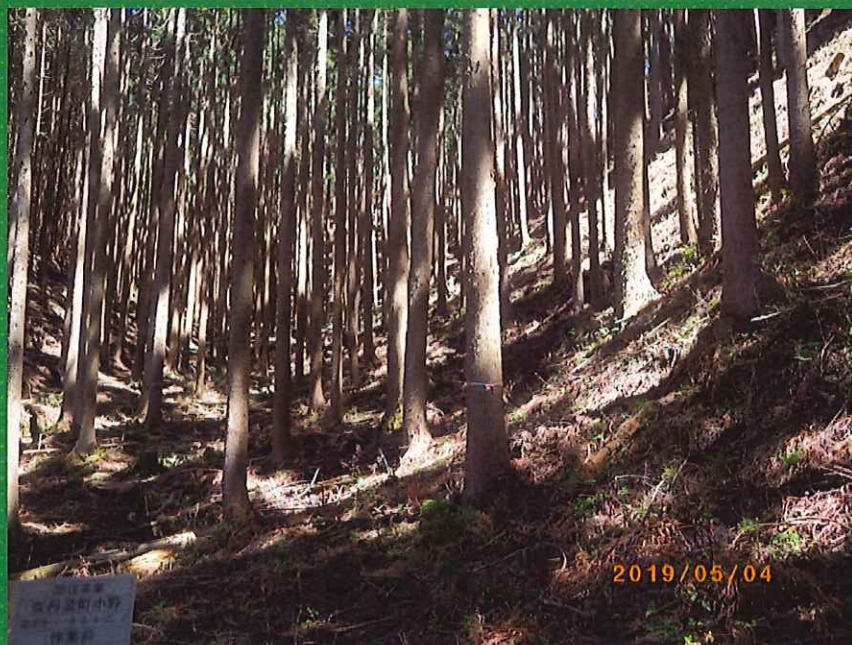
条件不利地における事業

事業内容	条件等
<p>・間伐</p> <p>① 1 申請箇所当たり 0.1 ha 以上</p> <p>② 実施箇所の出材要件はなし</p> <p>③ 対象林齢 スギ・ヒノキ 60 年生以下</p> <p>④ 伐採率 立木本数の 30% 以上を伐採</p> <p>⑤ 林内に残置する伐採木は適切な滑落、流出防止対策をし、必要に応じて枝払い、玉切り等を実施</p>	<p>・ 特定間伐促進計画が必要</p> <p>5 年間の皆伐及び転用の禁止</p>

3. 令和元年度「森林経営計画」樹立に向けた取り組み状況について

【搬出間伐】

施業前



施業後



【搬出間伐取組み状況】



(ハーベスタとフォワーダによる搬出作業中)



(搬出材 土場集積状況)



【搬出間伐取組み状況】



(搬出材 運搬状況)

【保育間伐】

施業前

施業後



【育成天然林改良】

施業前



施業後



過去3ヶ年の森林整備事業の取り組み実績

平成28年度

【間伐事業】			【搬出材積合計】	
丹波地区	41.19 ha		6,288 m ³	
瑞穂地区	56.32 ha			
和知地区	32.92 ha		【還元金合計】	
合計	130.43 ha		14,259,000 円	
【育成天然林改良事業】			【作業道路線数と延長】	
丹波地区	7.42 ha		23路線 6,091 m	
瑞穂地区	5.07 ha			
和知地区	17.58 ha			
合計	30.07 ha			

平成29年度

【間伐事業】			【搬出材積合計】	
丹波地区	40.6 ha		5,829 m ³	
瑞穂地区	23.72 ha			
和知地区	39.37 ha		【還元金合計】	
合計	103.69 ha		13,419,000 円	
【育成天然林改良事業】			【作業道路線数と延長】	
丹波地区	3.34 ha		11路線 3,837 m	
瑞穂地区	1.78 ha			
和知地区	4.46 ha			
合計	9.58 ha			

平成30年度

【間伐事業】			【搬出材積合計】	
丹波地区	27.81 ha		5,818 m ³	
瑞穂地区	11.72 ha			
和知地区	63.42 ha		【還元金合計】	
合計	102.95 ha		11,112,000 円	
【育成天然林改良事業】			【作業道路線数と延長】	
丹波地区	3.06 ha		16路線 6,929 m	
瑞穂地区	0 ha			
和知地区	6.05 ha			
合計	9.11 ha			